



東日本大震災から4年 被災地・被災者支援活動助成金 募集要項

東日本大震災から4年が過ぎました。被災された方々が安心して地域の中で暮し続けていくためには、さまざまな支援が必要です。当初から支援活動に取り組んでいるNPOやボランティア団体には継続的な活動が求められ、新たな取り組みも期待されています。本プログラムでは、県内の被災地、被災者や避難者が地域で安心して暮らしていくために支援活動を行う団体を募集します。

本助成金は、日本労働組合総連合会千葉県連合会のカンパ活動と千葉県労働者福祉協議会のチャリティ募金からの寄付により、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金の冠基金として助成するものです。

冠基金設置者のご紹介

日本労働組合総連合会 千葉県連合会

「働くこと」に価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会参加できることを目指しています。「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし「ストップ・ザ・格差社会」に取り組んでいます。

一般社団法人 千葉県労働者福祉協議会

「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、勤労者福祉の向上、労働者自主福祉運動・協同組合運動の推進、子育て支援、くらし何でも相談、フードバンクや消費者問題、貧困・格差の問題への取り組み等、市民との協同や幅広いネットワークの中で運動を進めています。

1. 助成の対象となる団体

- ・千葉県内に拠点を持つNPO、市民活動団体（※法人格の有無、活動年数は問いませんが、政治活動、宗教活動を目的とした団体、反社会的勢力と関係のある団体は除きます）。
- ・公益コミュニティサイト「CANPAN」(<http://canpan.info/>)に団体登録し、情報開示レベル★3を取得したうえで、「ちばNPO情報館」(<http://chibanowa.canpan.info/>)に登録している団体。
- ・申請した事業を適切に実施できる団体。
- ・助成金交付が決定した際に、団体の活動に関する様々な情報を継続的に広く社会に発信していくことができる団体。

※「CANPAN」および「ちばNPO情報館」について、詳しくは特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブにお問い合わせください。

(TEL: 043-303-1688 FAX: 043-303-1689 E-mail: npo-club@par.odn.ne.jp)

2. 助成対象となる事業

東日本大震災の千葉県内の被災地、被災者や千葉県内への避難者を支援する活動、被災当事者による自立支援活動、千葉県内での復興支援活動全般を対象とします。

例えば、県内被災地でのボランティア活動、県内に避難している方々への支援活動、被災者、避難者が行う生きがいつくりや元気づくりを目的とした活動等。

※1 団体につき 1 件の応募に限ります。

3. 対象事業の実施期間

2015年4月1日から2016年2月29日の間に実施される事業

(すでに実施している事業でも期間内であれば申請できます。)

4. 助成総額：80万円

1 団体あたりの助成額は 20 万円 (上限)

5. 助成対象となる経費

助成対象経費は申請した事業実施に係る次の費目とします。

- ・ 会議費 (茶菓代含む)、会場賃料、旅費交通費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、諸謝金、人件費、消耗品費等
- ・ 人件費のみの申請は対象となりません。

6. 応募受付期間

2015年6月1日(月)～6月30日(火) 午後5時 必着

7. 応募方法

上記受付期間内に、応募書類(※)を郵送もしくは持参にて当財団までご提出ください。

応募の際は、公益活動コミュニティサイト「CANPAN」での★3つ取得、「ちばNPO情報館」への登録を完了させてください。

※応募書類は当財団ウェブサイト (<http://chibanowafund.org>) からダウンロードできます。または直接当財団までお問い合わせください。

8. 選考方法

- a. 選考は、当財団が設置する助成褒賞選考委員会が行います。
- b. 選考では、「助成申請書」、「ちばNPO情報館」で開示されている情報を確認したうえで、選考基準をもとに書類による選考を行います。選考の結果について7月中旬に各団体に郵送にて通知します。
- c. 選考の結果、助成金額を申請額よりも減額することがあります。
- d. 総評等、ウェブサイトにて公開いたします。

9. 選考基準

本助成の選考においては、次の点を考慮して選考をすすめます。

- a. 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか
- b. 実施団体の日頃の活動に、十分な市民性や創造性があるか
- c. 公益性があり、被災地や被災者、避難者のニーズがあるか
- d. 事業内容・収支計画ともに具体的かつ妥当で、責任をもって事業を推進・完了できるか
- e. 人的資源があり、周囲からの協力や連携が見込めるか
- f. 事業終了時点での成果が見込まれ、事業の継続・発展が期待できるか

10. 助成決定後について

- a. 2015年8月中に助成金の振り込みを実施します。
- b. 対象となる事業終了後1ヵ月以内に収支を含む事業報告書（決算書含む）を提出していただきます。
- c. 2016年7月頃に開催する活動報告会に参加していただきます。

11. 助成事業の変更と返還義務について

- a. 助成決定後、やむをえない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、必ず当財団までご相談ください。
- b. 以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。
 - ① 対象となる事業を中止・縮小、または実行できなかった場合
 - ② 助成金を申請目的以外に使用した場合
 - ③ 偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合

12. 問い合わせ・申請先

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（担当：志村、牧野、竹内）

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12

TEL/FAX：043-270-4640

E-mail：info@chibanowafund.org

ホームページ：<http://chibanowafund.org>